

委員会提出議案第 2 号

原子力災害時の屋内退避の効果について日本家屋の現状に即した調査研究を進め、より効果のある広域住民避難計画作成のための方針等を早急に示すことを求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年6月22日 提出

提 出 者

境港市議会

総務民教委員会委員長 平 松 謙 治

原子力災害時の屋内退避の効果について日本家屋の現状に即した調査研究を進め、より効果のある広域住民避難計画作成のための方針等を早急に示すことを求める意見書

境港市を含むUPZ圏内における広域住民避難計画（以下「避難計画」という。）では、全面緊急事態においては、まず屋内退避を実施することとしている。

この避難計画における屋内退避による被ばくの低減効果を原子力規制委員会が示しているが、これは1978年に米国環境保護庁が、欧米の家屋を基準に試算したものである。

一方、内閣府等が令和2年3月に示した「原子力災害発生時の防護措置—放射線防護対策が講じられた施設等への屋内退避—について〔暫定版〕」では、原子力規制委員会が示した低減効果とは異なる値が示されている。

このことに関して、内閣府の担当者は、令和3年3月21日に福井県で行われた「原子力発電所に関する説明会」やその後の追加質問に対する回答などで、「双方の試算に条件の違いはあるにせよ、試算結果から屋内退避による一定の被ばく低減効果が期待できるものと考えている。」と述べているが、家屋特性による被ばくの低減効果に違いがあるということである。

よって国においては、原子力災害時の屋内退避の効果について日本家屋の現状に即した調査研究を進めるとともに、それによって得られた知見に基づき、より効果のある避難計画作成のための方針等（原子力災害対策指針など）を早急に示すことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。